

令和元年6月5日開催

第24回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時28分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） 皆さん、こんにちは。お疲れさまです。

それでは、農業委員会総会を始めさせていただきたいと存じます。ご挨拶を今井会長からよろしく願いいたします。

○会長（今井 隆） 委員の皆様、こんにちは。2日前は事前協議ということでご苦労までした。さて、先日、高崎にひょうが降った時には、農作物に大分被害を受けまして、今回また同じく被害出ると困るということで農政部長といろいろ相談しまして、場合によっては、早目に皆さんに注意していただくということでご連絡をしたわけでございます。もし被害があった場合には、また事務局のほうへご連絡をお願いしたいと思います。

そういうことで、竜巻、突風、ひょう、前橋地方気象台のほうから発表しておりますので、できる限りスムーズに審議をしていただきまして、早目に帰宅され、そういう被害に遭わないように対処していただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、議事進行につきましては、今井会長、よろしく願いいたします。

○会長 それでは、これより第24回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに本日の出席状況を報告させていただきます。欠席者でございますけれども、2番の津久井一義委員、9番の須田直子委員、18番の岸吉郎委員、そして20番の乾・明委員の4名から欠席との連絡がございました。ということで、今日の出席委員数は、全員25名のところ21名ということで過半数は超えておりますので、総会は成立となります。

以上、諸般の報告を終わります。

次に、議事録署名委員並びに書記の任命について、皆さんにお伺いしたいと思います。

では、指名してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議事録署名委員には議席番号1番の清水〇枝委員並びに24番の新井元委員の両名を指名いたします。

また、書記については、事務局の新井主事補を任命いたしますので、よろしく願いいたします。

早速、これより議事に入ります。

なお、質疑される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしく願いいたします。

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。  
それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は通路用地でございまして、平成27年1月22日許可、高農委指令第1479号でございました。変更の理由につきましては、農地への進入路として許可を得た後、農地として一体利用していたが、奥の農地とともに売り渡すことになったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりました、議案書19ページ、議案第4号ナンバー36が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は不明、転用目的は一般住宅でございまして、昭和54年10月18日許可、群馬県指令西農第3176号、変更の理由は住宅を建築する計画がなくなったためとのこととでございます。変更後につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅の申請でございます。なお、こちらは、関連案件といたしまして、次のナンバー3が関連案件となっております。また、変更後の5条許可申請が提出されておりました、議案書24ページ、議案第4号ナンバー50が関連案件でございます。

3番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は不明、転用目的は一般住宅でございまして、昭和54年10月18日許可、群馬県指令西農第3175号。変更の理由は、住宅を建築する計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の契約内容以降につきましては、前の2番と同様でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は3件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入り、皆様より質疑をお受けいたします。どうでしょうか。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1 番 契約内容は贈与、後継者として申請地を父から譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯からの申請でございます。

2 番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を義母から譲り受けて耕作したいという申請でございます。

3 番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4 番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

5 番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和元年6月24日から令和11年6月23日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりまして、議案書20ページ、議案第4号ナンバー37が関連案件でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、5件でございます。この5件につきましては、別添の「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、第3条第2項ただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局より3条の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質問をお受けいたします。

異議がなければ許可することとしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1 番 現在の住まいを息子に贈与したため申請地に新たに住宅を建築したいとの一般住宅の申請でございます。

2 番は、取り下げでお願いいたします。

3 番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

4 番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

5番 自宅への通路用地及び農業用倉庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地 1,688.10 平米と一体利用でございます。

6番 足門工業団地に近接する申請地を団地内の企業向け及び近隣住民向けの駐車場として借り受けたいと要望があり駐車場として貸し付けたいという貸露天駐車場の申請でございます。

7番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張で、宅地 805.74 平米と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は取り下げ1件を除く6件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたが、2番ですか、まだ書類が調わないということで今回は取り下げということで、2番を除きまして審議に入ります。よろしく願いいたします。

異議ございませんでしょうか。よろしいですね。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー2については事前調査案件でございます。

それでは、事務局、まず初めにナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約の内容は売買、不動産を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて宅地分譲用地としたいという宅地分譲4区画の申請でございます。なお、用途指定区分があり、第1種中高層住居専用地域でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1、審議資料をご覧ください。1枚目、表紙は位置図でございます。申請地は図面中央の赤い丸の中の赤色で囲われている箇所でございます。高崎市立箕郷中学校から北東へ約200メートルほどの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。A3用紙を横に広げていただきまして、図面の右側の赤色で着色されている箇所が申請地でございます。申請地は既存の集落に囲われた用途地域内の小集団の農地でございます。なお、農地種別区分につ

きましては、用途地域内のため第3種農地に該当いたします。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされているほうを上にして縦向きにご覧ください。図面中央の赤色で縁どられている筆が申請地でございます。隣接する土地につきましては、北と西は畑、南は道路、東は宅地にそれぞれ接しております。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。図面を横向きに見開いてご覧いただきまして、上が北方向の図面となっております。4区画の宅地分譲の計画でございます。全ての区画が南側の市道より接道をとる計画です。手前の2区画は整形地となり、奥の2区画は申請地中央に造成するアスファルト舗装の通路と合わせた旗竿型の宅地となります。申請地と隣接地の境界にはL型擁壁を設置し、その上に化粧ブロックを設置します。分譲区画内の境界につきましても、L型擁壁と化粧ブロックで区切り、区割りします。なお、申請地中央の通路部分につきましては、通路の中心で東西に間仕切りはせず、幅員5メートルの一本の通路のように築造する計画です。

給水につきましては、南側の市道内の既存の給水管から各区画に取り出す計画でございます。生活排水は、南側市道内に付近の下水管の本管を延伸して、各区画に接続し排水いたします。

1枚おめくりください。5枚目が造成計画平面図でございます。赤く塗られている箇所が盛り土、黄色で塗られている箇所が切り土をする区域を示しております。申し訳ございませんが、図面に訂正が必要な箇所がございます。図面の右下に切り土面積と盛り土面積が記載されておりますが、その面積が逆になってしまっておりまして、正しくは盛り土面積が141.92平米、切り土面積が910.99平米でございます。お手数ですが、訂正をお願いいたします。図面の大部分が黄色く塗られているとおり、申請地の大半を切り土により整地していく計画となります。平均して50センチ程度の切り土の計画となります。

1枚おめくりいただきまして、6枚目から最後の8枚目までが造成計画中央断図でございます。先ほどご覧いただきました造成計画平面図とあわせてご参考にしていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ナンバー1の説明が終わりました。これより事前調査報告でございますけれども、今回は第3班の調査ですので、調査班長の飯塚大輔委員から報告をお願いします。

○17番飯塚委員 事前調査報告、第3班班長、飯塚大輔。

農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りをした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表取締役と代理人の計2名の出席でした。

質問1 申請地は西側と北側に農地が接していました。特に西側の農地は梅林なので、

農薬散布などの際にトラブルが発生する場合があります。申請地に引っ越してくる方々と周辺農業者との間でトラブルにならないよう、事前に両者へよく説明をしてください。

回答 隣接する農地の所有者には開発の事業計画を説明し、同意を得ています。また、分譲地を購入する方にも事前に説明をします。

質問2 手前の2区画は南側の市道と同じ高さまで切り土をするのですか。

回答 はい、そうです。なお、奥の2区画については、現状の地盤高と同じぐらいになりますが、通路部分は南側の市道の高さから北に向けて上がるように緩やかに傾斜をつける計画です。

質問3 申請地中央の通路部分は道路になるのですか。

回答 全ての区画が南側の市道から接道をとる計画で、申請地内に道路の新設はしません。見た目は一つの道路のように造成しますが、奥の2区画の敷地延長の宅地になります。

質問4 排水の計画はどのようになっていますか。

回答 生活排水は下水道で処理します。南側の市道まで下水道の本管を延伸し、各区画に接続する計画で、下水道局とも調整済みです。なお、雨水は南側の道路側溝に排水します。

質問5 申請地周辺は道幅が狭く、近くには中学校もありますので、工事の際は通行人や近隣住民、また農耕車への配慮をお願いします。

回答 はい、わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 飯塚班長の報告が終わりましたので、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けいたします。ここは中学も近いし、小学校もそんなに遠くないので、住宅地になってしまうのでしょうか、ここは住宅で、一戸建てになるでしょう。

何かございますでしょうか。

○全員 なし。

○会長 なければ、許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 続いて、ナンバー2に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。譲受法人は県外で製造業を営んでいる法人でございますが、近年、太陽光発電事業にも力を入れておりまして、県外で既に幾つか太陽光事業を行っている実績がございます。最近では製造業での取引が榛名地区で増加しているため、今後の太陽光のメンテナンス等も考えまして、今回の申請地を選定したとのごとでございます。

それでは、別添農地法第5条ナンバー2審議資料をご覧ください。1枚目をご覧ください

さい。位置図でございます。中央の赤丸で囲まれた箇所が今回の申請地でございます。申請地は金井原野球場から南に約 250 メートルの場所に位置しております。

2 枚目をご覧ください。こちらは案内図でございます。中央の赤丸で囲まれた箇所が申請地でございます。申請地周辺には住宅と雑種地、農地が混在する地域でございます。申請地の西側は農振農用地が広がっております。申請地自体は、白地で第 2 種農地に該当すると考えます。

1 枚おめくりいただきまして、3 枚目をご覧ください。こちら公図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされている箇所を右にしてご覧いただければと思います。赤枠で囲まれた 1 筆が申請地でございます。申請地の北側は農地及び宅地、西は公道、南と東は畑にそれぞれ接しております。

1 枚おめくりください。4 枚目は土地利用計画図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされている箇所を左にしてご覧いただきたいと思います。申請地は、切り土、盛り土等を行わず、整地のみとなります。太陽光パネルの総枚数は 500 枚、計画発電量は 132.5 キロワットでございます。申請地の周りは、高さ 1.5 メートルのフェンスで囲みまして、申請地全体に防草シートを敷き、防草対策といたします。申請地は、北から南にかけてなだらかな傾斜がございますので、申請地の南側に雨水浸透槽を 2 つ設けまして雨水対策といたします。また、申請地の南につきましては、のり面を設けまして雨水浸透槽に雨水が流れるようにし、南側の農地に雨水が流れないようにいたします。

1 枚おめくりください。最後の 2 ページが先ほどご説明させていただいた雨水浸透槽の断面図及び流量計算と太陽光パネルの立面図でございます。こちらは参考までにご覧いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わりにします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。それでは、調査報告です。

では、飯塚委員、お願いします。

○17 番飯塚委員 事前調査報告、農地法第 5 条許可申請審議ナンバー 2 について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者と代理人の計 2 名の出席でした。

質問 1 栃木県の会社ということですが、高崎市の土地を選定した理由は何ですか。また、高崎市でも既に太陽光発電事業を行っているのですか。

回答 本社のある栃木県を中心に事業を行っておりますが、運営している発電所は全国で 136 カ所あります。また、群馬県内でも伊勢崎市や安中市に 9 カ所の発電所を設置しています。なお、高崎市では今回が初めてです。今後もう一カ所、下佐野町で設置を検討しています。

質問 2 施設の管理はどのように行っていくのですか。

回答 伊勢崎市に支店があり、支店の環境部の担当が2カ月から3カ月に1度、各発電所の点検と除草作業を行っています。

質問3 最近、売電価格がかなり下がってきていると思いますが、今回の申請地の経済産業省の認定は、いつごろ取得したのですか。

回答 昨年に認定を取得しました。1カ所ごとの利益は低いのですが、発電所を増やすことで事業として採算がとれるようにしています。

質問4 浸透槽の図を確認すると何か枠のような表記がありますが、間仕切りのような施工をするのですか。また、時間の経過とともに、浸透槽の上に砂が流れてくると浸透効率が悪くなると思います。その対策は、何か考えていますか。

回答 素掘りで穴を掘った後に間仕切り等はせず、透水シートを敷き、砕石を入れる予定です。浸透槽に流れてきた砂については、定期的に除去する予定です。

質問5 雨水対策施設から施工するなど、低い土地からの施工を行い、雨水や土砂が流出しないようにお願いします。また、申請地の周囲には住宅もありますので、工事中や工事完了後もトラブルが起きた際には迅速な対応をお願いします。

回答 はい、わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入り、皆さんより質疑を受けたいと思います。

ここは、以前、この計画が始まる前、JRの退職者がここで野菜づくりしていたそうです。だけれども、みんな高齢になってできなくなったのだろうな。細かい詳細、理由はわからないのですけれども、それで今回このような計画になるというところで申請が出されたわけでございます。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、一括審議に移りますけれども、では、24番、南部、そこまで審議を一括して一休憩入れたいと思います。

それでは、3番から24番までです。

では、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという宅地の敷地拡張の申請でございます。

て、宅地 331.20 平米と一体利用の申請でございます。

6 番 説明の前に訂正をお願いします。申請書提出後、住所異動の申し出がございましたので、譲受人の住所をホワイトボードに記載させていただきました住所に訂正をお願いいたします。また、住所変更に伴い申請理由ですが、実家住まいとなっておりますが、借家住まいになりますので、こちらをあわせて訂正をお願いいたします。

契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7 番 契約内容は売買、自動車販売業を営んでいるが自動車置き場と従業員用の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場、車両置き場の申請でございます。

8 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

9 番 契約内容は売買、事業拡大に伴い従業員用の駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でして、宅地 500.80 平米と一体利用の計画でございます。

10 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11 番 契約内容は賃貸借、資材置き場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

12 番 契約内容は売買、診療所の開業に伴い駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。宅地 199.04 平米と一体利用の計画でございます。なお、農地種別区分、第 1 種農地とございますが、申請地の北西側に診療所を開設を予定しており、第 1 種農地の例外規定にございます集落接続に該当するもので許可要件を満たすものと考えます。

13 番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

14 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18 番 契約内容は賃貸借、中学校の教職員数増加に伴い申請地を借り受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

19番 契約内容は賃貸借、特別養護老人ホームの建設に伴い工事関係者の駐車場として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、こちら一時転用の申請ですので、転用期間が定められております。令和元年6月24日から令和2年6月23日までの1年間の計画でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、従業員増加に伴い駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

22番 契約内容は賃貸借、短大から4年制大学への移行に伴い駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、雑種地81平米と一体利用の計画でございます。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、南部地区は22件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 今、事務局からナンバー3からナンバー24まで南部地区の議案ですけれども、ここまで審議して皆さんより質問をお受けいたします。

これとってないでしょうか。よろしければ、この24番まで許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、24番まではこれで審議を終わります。

ちょっと休憩を入れて。では、10分間休みにしますから、2時25分、小休憩入れて、また再開をしますので、よろしくお願ひします。

○事務局 では、2時25分まで休憩で……。

休 憩

再 開

○会長 それでは、皆さん、おそろいになりましたので、これから後半に入ります。再開をいたします。

それでは、一括審議ということで、先ほど、前半ですか、終わりましたので、ナンバー25から59まで一括して審議に入ります。

それでは、事務局、ナンバー25から説明をお願いします。

○事務局

25番 契約内容は使用貸借、駐在所で生活しているが自己用住宅を持ちたく申請地を

妻の母から借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、用途指定区分があり、第1種住居地域でございます。

26番 契約内容は売買、申請地を買い受けて公共残土処理施設として使用したいという公共残土処理施設の申請でございます。なお、山林2万4,516平米、原野95平米と一体利用の計画でございます。

27番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、寺に隣接した申請地を買い受けて境内地として整備し利用したいという境内地の申請でございます。

29番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、用途指定区分があり、第1種中高層住居専用地域でございます。

30番 契約内容は売買、事業拡大により工場が手狭なため申請地を買い受けて新工場を建築したいという工場の申請でございます。

31番 契約内容は売買、資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

32番 契約内容は賃貸借、事業拡大により駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

35番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件は、先にご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1の計画変更申請でございます。

37番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和元年6月24日から令和11年6月23日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書7ページ、議案第2号ナンバー5が関連案件でございます。

38番 契約内容は使用貸借、申請地を父より借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

39 番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を兄より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44 番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

45 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46 番 契約内容は賃貸借、鉄塔の建てかえ工事に伴い作業場として申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。本件、一時転用のため転用期間が設定されております。令和元年6月24日から令和2年2月28日までの約8カ月間の計画でございます。

47 番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

48 番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

49 番 契約内容は賃貸借、業務拡大に伴い資材置き場及び駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという倉庫及び露天駐車場の申請でございます、宅地991.79平米と一体利用の計画でございます。

50 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を伯母と伯父より買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちらは関連案件といたしまして、議案書3ページから4ページの計画変更申請、議案第1号ナンバー2とナンバー3の計画変更申請が関連案件でございます。

51 番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

52 番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

53 番 契約内容は売買、資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

54 番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいとい

う太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

55番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

56番につきましては、次の57番と一体で利用する計画でございますので、一括して説明させていただきます。

56番 契約内容は賃貸借、西毛広域幹線道路建設工事を受注しているが工事現場で出る残土の置き場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという残土置き場の申請でございます。こちらは一時転用のため転用期間が設定されております。令和元年6月25日から令和6年6月24日までの5年間の計画でございます。なお、関連案件といたしまして、議案第4号ナンバー57が関連案件でございます。

57番 契約内容以降は、前の56番と同様でございます。

58番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。こちらは用途指定がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

59番 保留でお願いいたします。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、北部地区一括案件につきましては35件でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長 ただいま事務局よりナンバー25から59まで説明がございました。この中で59番が今回は保留ということで説明があったところでございます。

それでは、これに関して審議、皆さんから質問等をお受けいたします。57番、令和元年から5年間と、長い期間だけれども、これは終わった後、また田んぼにするのだから、ここは2種だからサービス業、わからないけれども。この広い道路だろう、あの幹線道路の。下手すれば、そういうふうになるかもしれないな。わからないね。

○事務局 57番なのですが、56番は隣接地なのですが、登記地目、田んぼとはなっているのですが、現地は畑で高台のような少し上がったところの土地になります。

○会長 では、本当にあれだ、道路と接触しているのではないのだ。

○事務局 そうですね。近くは、確かに道路は、通りますので。

○会長 皆さんのほうから何かございますでしょうか。

よろしければ許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので、これより審議を求めます。

それでは、農林課、説明をお願いします。

○事務局 議案、農用地利用集積計画についてご説明をさせていただきます。別紙でお配りしていますA4横の厚い冊子「高崎市農用地利用集積計画」とA4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積計画総括表」をご用意ください。

それでは、ご説明をさせていただきます。利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して、権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。

今回の利用集積計画は、令和元年7月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。厚い冊子は、利用権設定関係者、利用権を設定した土地、契約の内容が記載されております利用集積計画書と利用権の設定を受ける者の営農類型、家畜飼養状況、農機具所有状況で構成されております。

それでは、今回の利用集積計画を総括して説明させていただきますので、薄い冊子、総括表をご覧ください、表紙を1枚おめくりください。

利用権の設定を受ける者は145名、利用権を設定する者は282名です。利用権が設定される面積は田の通年が256筆、35万3,796平米、田の期間借地が189筆、23万6,416平米、畑が134筆、18万1,536平米、合計で579筆、77万1,748平米となっております。そのうち使用貸借で設定された面積43万2,478平米、割合は56.0%となっております。

続いて、裏面の資料をご覧ください。貸借期間別に見ますと、3年未満の農用地の面積は、田が8万827平米、畑が2万8,917平米、3から6年未満の農用地の面積は田が44万9,867平米、畑が11万2,683平米、6から10年未満の農用地の面積は、田が4万3,889平米、畑が1万4,305平米、10年以上の農用地の面積は1万5,629平米、畑が2万5,631平米となっております。割合はご覧のとおりです。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお伺いいたします。

これは、10年以上と、最長何年ぐらいの人がいるのだ。

○事務局 最大20年までは設定できるのですがけれども、中間管理事業がある関係で10年間で今回一番長い年数です。

○会長 皆さんのほうから、ご質問等ございますでしょうか。

なければ、決定しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 農業委員会事務の実施状況等の公表について。

農業委員会事務の実施状況等の公表について、別紙のとおり公表してよいか、これよ

り審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第6号 農業委員会事務の実施状況等の公表について。

管理担当です。よろしくお願いたします。別紙でお配りしております資料をご覧くださいと存じます。

別紙様式2、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び別紙様式1、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）でございます。

それでは、初めに、別紙様式2、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、説明をさせていただきます。

1、農業委員会の状況（平成30年3月31日現在）でございます。こちらは、1年前の第13回農業委員会総会でご報告いたしました内容と同様となっておりますので、説明は割愛をさせていただきます。後ほどご確認いただきたいと存じます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。2、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

1、現状及び課題。平成30年3月現在の管内の農地面積が6,280ヘクタール、これまでの集積面積が651ヘクタール、集積率が10.37%でございます。

2、平成30年度の目標及び実績でございますが、集積目標1,326ヘクタール、集積実績620ヘクタール、うち新規実績48ヘクタール、達成状況46.76%でございます。

3、目標の達成に向けた活動及び4、目標及び活動に対する評価は、記載のとおりでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。3、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

1、現状及び課題。新規参入の状況でございますが、平成27年度の新規参入者数、9経営体、取得面積、3.95ヘクタール。平成28年度の新規参入者数、4経営体、取得面積2.04ヘクタール。平成29年度新規参入者数、5経営体、取得した農地の面積1.97ヘクタールでございます。

2、平成30年度の目標及び実績は、参入目標10経営体に対して、参入実績が7経営体、達成状況70%でございます。参入目標面積は、目標が4ヘクタールに対しまして、実績が3.24ヘクタールで、達成状況81.00%でございます。

3、目標達成に向けた活動及び4の目標及び活動に対する評価は、記載のとおりでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。4、遊休農地に関する措置に関する評価でございます。

1、現状及び課題。平成30年3月現在の管内農地の面積は、6,539ヘクタール、遊休農地面積は259ヘクタール、割合は3.96%でございます。

2、平成30年度の目標及び実績は、解消目標33ヘクタールに対して、解消実績が122ヘクタールでありましたので、達成状況は369.70%でございます。

3、2の目標の達成に向けた活動でございますが、まず活動計画でございます。農地の利用状況調査、調査員数71人、調査実施時期、8月から9月、調査結果取りまとめ時期、10月から11月、農地利用意向調査の実施時期が1月といたしました。

続きまして、活動実績になります。農地の利用状況調査、調査員数71人、調査実施時期、8月から9月、取りまとめ時期、9月から11月、農地の利用意向調査の実施時期が1月から2月、取りまとめ時期が2月から3月でございました。調査結果といたしまして、農地法第32条第1項第1号に該当する農地が646筆、82ヘクタールで、32条1項2号と33条に該当する農地はございませんでした。

続きまして、4、目標及び活動に対する評価でございますが、記載のとおりでございますので、ご確認ください。

続きまして、5ページをご覧ください。5、違反転用への適正な対応でございます。

1、現状及び課題。平成30年3月現在の管内の農地面積は6,280ヘクタール、違反転用面積は6.1ヘクタール。

2、平成30年度実績でございますが、実績5.9ヘクタールで増減は0.2ヘクタールでございます。

3、活動計画・実績及び評価につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。6、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。

1、農地法第3条に基づく許可事務でございますが、1年間の処理件数172件、そのうち許可171件、不許可1件でございました。

続きまして、申請者への審議結果の通知は、申請者へ総会等での指摘や許可条件を説明した件数172件、不許可処分の理由の詳細を説明した件数が1件でございます。

続きまして、審議結果等の公表は、議事録を作成し、市のホームページで公開しております。

続きまして、処理期間といたしまして、標準処理期間が申請書受理から25日で、実績としての処理期間は平均25日でございます。是正の措置は特にはございません。

続きまして、2、農地転用に関する事務（意見を付して知事へ送付）でございます。1年間の処理件数は784件でございます。標準処理期間は、申請書の受理から40日で、平均処理期間は40日でございます。こちらについても是正の措置はございません。

続きまして、7ページをご覧ください。3、農地所有適格法人からの報告への対応でございます。農地所有適格法人からの報告について、管内の農地所有適格法人数21法人、うち報告書を提出した法人数、13法人、報告書の督促を行った法人数、8法人でございました。そのうち督促後に報告書を提出した法人数が8法人、報告書を提出しなかった法人はございませんでした。

農地所有適格法人の状況について、農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人はございませんでした。

続きまして、4、情報の提供等でございます。賃借料の調査・提供でございまして、実施状況は、調査対象の賃貸借件数が745件、公表時期が平成31年1月でございます。情報の提供方法は、記載のとおりでございます。

続きまして、農地の権利移動等の状況把握でございます。調査対象権利移動等の件数は171件、取りまとめ時期が平成31年3月でございます。情報提供の方法は、記載のとおりでございます。

続きまして、農地台帳の整備は、整備対象農地面積が8,425ヘクタール。データの更新、公表は記載のとおりでございます。こちらも是正の措置は特にございません。

続きまして、8ページをご覧ください。7、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございますが、こちらにつきましては、意見等、特にございませんでした。

続きまして、8、事務の実施状況の公表等でございます。

1、総会等の議事録の公表につきましては、ホームページにて公表をしております。

2、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出につきましては、意見の提出件数が2件で、提出先が市長、概要といたしましては記載のとおりでございます。

3、活動計画の点検・評価の公表につきましては、ホームページで公開をしております。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）につきましては、説明は以上でございます。

続きまして、別紙様式1、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、ご説明いたします。1ページをご覧ください。1、農業委員会の状況（平成31年3月31日現在）でございます。

1、農家・農地等の概要及び2、農業委員会の現在の体制につきましては、委員の皆さんのご存じのとおり、こちらの資料のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただけたらと存じます。

続きまして、2ページをご覧ください。2、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

1、現状及び課題。平成31年3月の管内農地面積は6,160ヘクタール、これまでの集積面積が620ヘクタール、集積率は10.06%でございます。課題は、記載のとおりでございます。

続いて、2、平成31年度の目標及び活動計画でございます。集積面積の目標を1,544ヘクタール、うち新規での集積面積が924ヘクタールとしました。

続きまして、3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

1、現状及び課題。新規参入の状況は、先ほど平成30年度の点検・評価（案）にてご

説明したとおりとなっております。

続きまして、2、平成31年度の目標及び活動計画、参入目標数を10経営体とし、参入目標面積を4ヘクタールといたしました。

続きまして、4、遊休農地に関する措置でございます。

1、現状及び課題。平成31年3月現在の管内の農地面積は6,390ヘクタール、遊休農地面積は230ヘクタール、割合は3.60%でございます。

続きまして、2、平成31年度の目標及び活動計画は、遊休農地の解消面積目標を33ヘクタールといたしました。

続きまして、活動計画でございます。農地の利用状況調査は、調査員数71人、調査実施時期、8月から9月、調査結果取りまとめ時期を9月から11月、調査方法は記載のとおりでございます。農地の利用意向調査は、実施時期を11月から2月、調査取りまとめ時期を2月から3月といたしました。

続きまして、5、違反転用への適正な対応でございます。

1、現状及び課題、平成31年3月現在の管内の農地面積が6,160ヘクタール、違反転用面積が5.9ヘクタール。

続きまして、2、平成31年度の活動計画は、別紙、記載のとおりでございます。

平成31年度の目標及び達成に向けた活動計画（案）の説明につきましては、以上でございます。

なお、本日も審議いただきます平成30年度の点検・評価と平成31年度の活動計画につきましては、それぞれ6月30日までに農業委員会のホームページで公開しまして、その後、国へ報告するため県へ提出する予定となっております。

簡単ではございますが、農業委員会事務の実施状況等の公表についての説明は、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長 ただいま農業委員会事務の実施状況などについて、説明がございました。この件に関しまして、これより審議に入り、質疑をお受けいたします。

これで、皆さんよろしいとなれば、公表することにいたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、公表することに決定いたします。

続きまして、報告事項に行きます。

それでは、第1号から第4号まで、よろしく申し上げます。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居、ほか6件、計7件の農地法第4条の規定による転用届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は贈与、転用目的は露天駐車場、用途指定区分は第1種住居、ほか39件、計40件の農地法第5条の規定による転用届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか5件、計6件の18条の通知につきまして書類審査し、適法であったため受理しております。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

1番につきましては、こちら4月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件でございます。開発指導課等協議が調わず許可書の交付を保留しておりましたが、調いましたので、平成31年4月23日付で許可書を交付しております。

続きまして、2番、3番につきましては、こちら3月の総会において許可相当としていただいた案件でございます。また、4番につきましては、これは4月の総会にて審議いただいた案件でございます。こちらも、開発指導課等協議が調わず許可書の交付を保留しておりましたが、調いましたことから、令和元年5月8日付で許可書を交付しております。

続きまして、5番からでございます。こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件でございます。4条が5件、5条が41件、またそのうちのナンバー10につきましては、3,000平米を超える案件でございますので、農業委員会ネットワーク機構のほうに意見照会をさせていただきまして、問題なしと回答をいただいております。

また、その他の案件につきましても、他法令の確認がとれましたので、令和元年5月22日付で許可書を交付しております。

報告は、以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

続いて、今度、来月の7月1日、農業振興調整協議会というのがあるのですけれども、それについて、農林課のほうから説明をお願いします。

○事務局 農林課です。今、会長からお話いただきました農業振興地域の調整協議会についてお話をさせていただきます。本日皆様に資料を配付させていただきましたが、今年4月に除外の申し出がありました内容につきまして、7月1日の月曜日、午後1時半から保健センターの3階、第4会議室で今年度第1回の農振協議会を開催いたします。ご多忙中とは存じますが、ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。今回も件数かなり多くなっておりますが、1件1件説明をさせていただきますので、当日はよろしくお願いいたします。また、ご都合が悪い方がいらっしゃいましたら、6月26日水曜日までに事務局までご連絡ください。よろしくお願いいたします。

○会長 今、説明がございましたけれども、この協議会の前に、皆さん、各地元の申請出

されたところをよく調査してください。推進委員さん等、関係の方と一緒に回っていただきたいと思います。

それでは、振興協議会については、以上です。

では、ほかに何か事務局のほうからございますでしょうか。

○事務局 ないです。

○会長 ないですか。

そういうことで、山のほうが幾らか。落雷が来たのだからどうかもわからないけれども、きょうは、前橋气象台ですか、落雷だとか、ひょう、突風があるということなので、皆さんも気が気でないと思いますけれども。早く帰っていただきたいと思います。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第24回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時10分 閉会